

令和 2 年度 包括外部監査の結果の概要

1 監査テーマ

下水道事業の経営管理について

2 テーマ選定理由

下水道は市の公衆衛生と市民生活を支える重要な社会基盤であり、全市民と密着した重要な事業である。現在、市では集中的に整備を進めた下水道設備の再整備の時期が今後到来することによる事業費の増大への対応、近年増加している集中豪雨の際の浸水対策、大震災時における最低限の下水道機能の維持、地球温暖化対策への対応など、時代と環境の変化に伴う様々な事業上の課題が生じている。そのため、計画的・効率的な設備の維持管理と更新を行うと同時に新たな課題に積極的に対処する、バランスの取れた運営が求められている。

これらに対応する施策の重要性を考慮し、下水道事業は今回の包括外部監査のテーマとして適切であると判断した。

3 監査の結果等

監査の結果、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）12 件及び意見（改善を要望する事項）21 件に取りまとめた（詳細は別添「令和 2 年度包括外部監査の結果に関する報告書」のとおり）。

（1）監査対象局

環境創造局

（2）監査対象期間

原則として令和元年度（必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度も含む。）

（3）主な指摘及び意見（指摘 12 件中 3 件、意見 21 件中 7 件を抽出）

1	経営戦略の策定	より長期の経営戦略・将来の投資計画の策定と市民への情報開示について	下水道事業マネジメント課、経理経営課、総務課	p.84・128 130・131
	財産管理			
現 状		総務省通知では経営戦略の策定期間「10 年超」を基本としているが、市財政局からの通知に基づき現行の下水道事業中期経営計画の策定期間は 4 年間となっている。このため、今後の施設老朽化対策や耐用年数到来による敷設替え等、事業費の増大に伴う財務的影響を反映させた長期の財政見通しが市民に情報開示されていない。		
意見の要旨 (4 件集約)		次期計画には現在検討を進めている 10 年超の期間の長期的財務シミュレーションの結果を反映させ、市民へ情報開示を進めることで、使用料負担者や納税者への説明義務を果たすことが望ましい。情報開示には施設整備等の投資計画、人員計画、及びキャッシュフロー・企業債残高・剰余金等の財務情報も含めることが望ましい。		

2	下水道 BCP	「下水道 BCP」の適時の改訂・見直しについて	下水道事業マネジメント課	p.139
現 状		「横浜市業務継続計画（市 BCP）」は平成 30 年 4 月に改訂されているが、それに基づく「下水道 BCP」は平成 26 年 9 月以降改訂されていない。		
指摘の要旨		BCP は突然に起こり得る災害時にその真価が問われるものであるもので、いつ何時、災害が起ころうとも対応できるよう、適時適切な改訂が求められる。現在改訂を進めている下水道 BCP を速やかに完成・公表し、実効性を確保する必要がある。		

3	防災・減災体制	確率降雨の継続的な検証について	下水道事業マネジメント課	p.161
現	状	浸水対策の基本となる「10年に1度の降雨、時間当たり60mm」等の確率降雨は横浜地方気象台における1926年（昭和元年）～1968年（昭和43年）の降雨に基づき算定されており、1926年（昭和元年）～2016年（平成28年）という長期にわたるデータを使用した再分析でも大幅な差異は生じていないため適正な算定である旨の説明があった。一方で、市では1990年代以降という短期間に年間最大雨量が1時間当たり70mmを超える年が4回発生し、10年に1度を上回っている。		
意見の要旨	今後も引き続きデータの蓄積を進めて確率降雨の検証をすると同時に、近年、全国的に大雨発生頻度が増加傾向を示していることも考慮し、確率降雨算定の前提条件及び算定方法が適切か、最新の知見も踏まえ継続的に検証することが望ましい。			

4	会計事務	物品企業出納員の引継手続について	経理経営課	p.42
現	状	物品企業出納員の人事異動に伴い作成された「物品企業出納員事務引継書」が本来の回議先である後任の所管課長（副所長）ではなく前任の所管課長（副所長）に回議され、後任所管課長から必要な承認が得られていなかった。		
指摘の要旨		前任の所管課長（副所長）ではなく、後任の所管課長（副所長）が承認をする必要がある。また、回議の中で必要な承認者に回議されているか確認を行う必要がある。		

5	会計事務	月次試算表の作成及び提出について	経理経営課	p.47
現 状		月次試算表は局長が翌月 20 日までに作成し市長に提出する旨が地方公営企業法及び市の財務規則で定められているが、種々の実務的な制約から現状は翌々月中の提出となっている。		
指摘の要旨		市長が適時に事業の財政状態、事業活動等を把握することは、業務の効率的かつ効果的な遂行のため、また財務報告の信頼性を確保するために重要である。月次決算遅延の原因を分析・解消し、規則に基づき翌月 20 日までに提出する必要がある。		

6	債権管理	延滞債権に対する、より早い段階での水道局・環境創造局の連携方法について	経理経営課	p.59
現	状	環境創造局は下水道使用料債権の管理を水道局に委任しているが、水道局には強制徴収の権限がない。水道局での長期間の回収活動の後に環境創造局に引き継がれた債権は、回収困難になっているケースがある。		
意見の要旨		下水道使用料は強制徴収公債権であるため、環境創造局は、滞納使用者に対して、財産保有状況等の調査、差押え等の強い権限を保有する。より早い段階での債権回収に関する水道局・環境創造局の連携方法を検討し回収促進することが望ましい。		

7	民間活力の活用	消化ガス発電設備整備事業におけるモニタリング実施計画書について	下水道設備課、 下水道施設管理課、 北部下水道センター	p.106
現	状	上記事業におけるモニタリングは、事業契約書に基づき実施されているが、詳細な実施方法や提出書類等について事業者と合意したモニタリング実施計画書は作成されていない。		
意見の要旨	市又は事業者の担当者が交代することによりモニタリングの実施方法が変わることで、水準が一定に保たれない可能性がある。市と事業者で合意した実施方法や提出書類等を詳細に記載したモニタリング実施計画書を作成することで、モニタリングの水準を一定に保つことが望ましい。			